

さいたま市自治基本条例検討委員会

第19回 会議の記録

日時	平成 23 年 4 月 19 日(火) 18:45~21:15
場所	さいたま市役所第 2 別館 第 3 会議室
参加者 ※敬称略	<p>〔委員等〕 計 13 名 伊藤 巖／内田 智／小野田 晃夫／染谷 義一／高橋 直郁／富沢 賢治／中田 了介 ／中津原 努／福島 康仁／細川 晴衣／堀越 栄子／湯浅 慶／渡邊 初江 (欠席者:遠藤 佳菜恵／栗原 保／三宅 雄彦／吉川 はる奈)</p> <p>〔事務局:さいたま市〕 計 6 名 企画調整課主幹 小島豪彦／課長補佐兼総合振興計画係長 柿沼浩二／総合振興計画係主 査 松尾真介／総合振興計画係主査 大砂武博／総合振興計画係主査 宮川智行／総合振 興計画係主任 高橋格</p> <p>〔ダイナックス都市環境研究所〕 3 名 山本耕平／渡邊俊幸／谷口涼</p> <p>〔傍聴者〕 なし</p>
議題及び 公開又は 非公開の 別	<p>1 開会 2 議題 (1)意見交換準備チーム等について (2)条例案骨子について 3 その他 4 閉会</p> <p style="text-align: right;">[公開]</p>
配付資料	<p>・次第 ・資料1 条例案骨子の再検討作業シート ・参考資料1 市民から寄せられた意見</p>
問合せ先	さいたま市政策局政策企画部企画調整課 電話 048-829-1035

1 開会

○事務局

(本日の出席委員数が、定足数である過半数を満たしていることを確認)

(会議の公開と傍聴者の確認)

(古屋委員の辞任の確認)

(参考資料 1 「市民から寄せられた意見」についての説明)

- ・ 「中間報告概要版」について、委員へ意見募集をかけたが、特に意見はなかった。前回、ヌウを入れてみてはどうかという意見があったが、スペースがないので、ニュースレターに挿入することとしたい。
- ・ 中間報告について、4月26日(火)に改めて委員会から市長に提出する。
- ・ 職員との意見交換は、職務ではないという条件で職員有志を募り、委員会の会議ではなくヒアリングのような形で、職務時間外に実施することとしたい。

○福島委員長

- ・ 今日「意見交換準備チーム等について」と「条例案骨子について」が議題である。チーム案について事務局から報告をお願いしたい。

○事務局

- ・ ホワイトボードにアンケート結果を記載した。各々仕事が忙しいなど事情もあり、チームへの参加が難しいという委員もいることは、理解してもらいたい。
 - 意見交換準備チーム6人（内田、栗原、染谷、中津原、細川、堀越）
 - たたき台作成チーム6人（小野田、高橋、富沢、細川、湯浅、渡邊）
 - 広報チーム2人（遠藤、細川）

○福島委員長

- ・ チーム編成について検討したい。広報チームは2人でよいか。

○細川委員

- ・ 2人だと難しい。

○中津原副委員長

- ・ 広報チームの作業量はどの程度か。

○事務局

- ・ ニュースレターは、2回発行することを予定しているが、1回目はすでに事務局で作業を進めている。
- ・ 1回目は遠藤委員と細川委員で作業を進め、最終報告の際に発行する予定の2回目はその他の委員にも協力していただくという方法はどうか。

○福島委員長

- ・ 作業量としては、問題ないと考えられる。細川委員にはコネクターの役割を担ってほしい。

○中津原副委員長

- ・ 細川委員は意見交換準備チームとたたき台チームを兼務するのか。

○細川委員

- ・ 意見交換を広報の一環と捉え、意見交換準備チームに入りたい。

○事務局

- ・ たたき台チームのメンバーも広報チームに入った方が、最終報告の際に都合がよいのではないかと。

○中津原副委員長

- ・ その件については後日調整をしたらどうか。福島委員長はどちらかのチームに所属するのか。

○福島委員長

- ・ 私はたたき台チームに加わりたい。

○中津原副委員長

- ・ 意見交換準備チームに関しては、意見交換の段取りを行うのが役割である。実際に意見交換会を開催する際には、委員の皆さんにも可能な限り手伝ってほしい。伊藤委員に、意見交換準備チームに加わって欲しいが、どうか。

○伊藤委員

- ・ 意見交換準備チームに入る。

○福島委員長

- ・ 中田委員はどうか。

○中田委員

- ・ たたき台チームに入りたい。

○福島委員長

- ・ 意見交換準備チームは伊藤、内田、栗原、染谷、中津原、細川、堀越の各委員で進める。たたき台チームは小野田、高橋、富沢、中田、福島、湯浅、渡邊の各委員で進めていきたい。

○中津原副委員長

- ・ 議事終了後にチームごとに集まって打ち合わせを行う。

2 議題

(2) 条例案骨子について

○事務局

- ・ 最終報告に向けて、市民に分かりやすく、かつ精度を高めることを目的に、まず条例案骨子のみを見て、市民にとって分かりやすい構成や表現になっているか、検討委員会の考えが条例案骨子で伝わるかなどの観点から疑問点を出し合う作業を行う。
- ・ 今回はその対応について議論はしない。
- ・ 効率的に行うため2つのグループに分かれ、本日は全体の半分、次回はもう半分について行う。
- ・ 進行役は各グループで決めてほしい。事務局が務めてもよい。
- ・ 書記はダイナックス都市環境研究所が行う。
- ・ グループ討論の会議録については、昨年5月から6月にかけてグループ討論を行ったときのよりに作業量を考えて、発言者名は入れず、箇条書きにまとめる。以上、提案する。

○福島委員長

- ・ 2班に分けた方が作業効率がよいと考えている。全体会では人数も多く発言しにくい。異論がなければ2班で進めたい。
- ・ 市民にわかりやすいことが重要となる。この点に関して堀越委員から提案を頂いた。

○堀越委員

- ・ アムネスティという国際的な人権団体のホームページに、世界人権宣言を谷川俊太郎氏が分かりやすく書き換えているものがあった。わかりやすさのイメージとして、谷川氏のようなものができればよい。

○中津原副委員長

- ・ 条例案骨子を見直してみたが、語尾が「ものとする」「努めるものとする」「なければならない」「努めなければならない」「行うものとする」が多かった。これらを平易にしていかななくてはならないと考えている。

○富沢委員

- ・ 参考資料1で、市民憲章について言及がある。条例の精神を小学生でもわかるように噛み砕いた憲章を作成し、条例と憲章をセットでつくることも一案。

○渡邊委員

- ・ 市民の目線で書き、市民の一人ひとりが自治の担い手であることを自覚できるような条例にしたい。憲章を作成する等、条文の言葉を分かりやすくした場合でも、自治に対する意思が入ることが大切である。

○福島委員長

- ・ 市民にとってわかりやすい条例案骨子を作成し、単なる宣言ではなく実効性のあるものとしていきたい。
- ・ 2グループに分かれ、20時45分を目安に議論を進めてほしい。

(グループ検討の記録については別紙参照)

3 その他

○事務局

- ・ 来週は本日の続きから最後まで行う。また、効率的に進めるため、意見があれば事前に送付してほしい。
- ・ 5月の日程アンケートをメールで送付しているので、回答をお願いしたい。
- ・ 次回は4月26日、市役所第2別館第3会議室で18時45分に開催する。
- ・ 市長への中間報告の提出が、次週の会合に先立って行われる。
- ・ 新しい公共の担当課であるコミュニティ推進課との意見交換について、ヒアリング形式で別の場を設けて実施したい。参加希望者の日程調整をし、対応できるようコミュニティ推進課に願う。

4 閉会

以上

**さいたま市自治基本条例検討委員会
第19回会議 グループ検討の記録**

Aグループ

〔委員〕

伊藤、高橋、中田、福島、堀越、湯浅、

1 全体に関して

- ・ 自治基本条例を検討していることについて、議会や市長、行政は認識しているか。

2 自治基本条例の目的

【1つ目の「・」】

- ・ 1行目の「自治」と2～3行目の「市民自治」は、それぞれどのような意味かが分かりづらいか。
- ・ 1行目の市長「等（その他執行機関）」の「等」は責務や役割を規定していない。
- ・ 2行目の「主体的」を噛み砕いた方が分かりやすい。
- ・ 2行目の「主体的な」は「自発的な」か。

【2つ目の「・」】

- ・ 3行目の「まちづくり」と「市政運営」の関係について明確にする必要がある。
- ・ 3行目の「まちづくり（市政運営を含む。）」としなければ「市政運営」は含まれないイメージか。

3 自治の基本理念

【全体】

- ・ 「まち」「都市」「地域」「市」を整理する必要があるのではないか。

【(2)】

- ・ 1行目の「住民の信託を受けた」について、議会基本条例では「負託」としている。日本国憲法では「信託」だが、その他の法律では「負託」が多い。「信託」と「負託」のどちらか。
- ・ 1行目の「信託を受ける」のは、「議会」か「議員」か。また、「市長等」の「等（及び執行機関）」も信託の対象か。

【(3)】

- ・ 1行目の「対等な立場に立って」とは、対等ではないように感じる。
- ・ 2行目の「自律」は「自立」か。
- ・ 2行目の「自立的な市政運営の実現」を目指すのは「市」ではなく、議会及び市長等ではないか。

4 用語の定義

【1つ目の「●」】

- ・ 1行目の「市内に住所を有する者」は個人だけか、法人も含むのか。「住民」や「市内に住む者」とした方がよいか。

【3つ目の「●」】

- ・ 1行目の「地域又は社会」は、「地域又は市の課題」と表現を統一する必要があるか。
- ・ 1行目の「議会」と「市長等」との「協働」について、二元代表制の中では協力はあるが協働はイメージがしにくい。
- ・ 2～3行目の市民、議会、市長等が「対等な立場で連携を図りながら」のイメージがしにくい。「連携をはかりながら」、ではいけないのか。
- ・ 3行目で、意思決定時から協働するという意見があったが、「協力して事業を行うこと」で分かるか。

【4つ目の「●」】

- ・ 1行目で、「市民参加」については様々なレベルがあるが、どこまで参加のイメージをもつか。キーワードが必要のように思う。
- ・ 1行目の「市政やまちづくりに市民が関わる」について、全体的に「市民参加」は「市政への参加」の意味で使っている。「まちづくり」は削除してもよいのではないか。

5 条例の位置付け

【1つ目の「●」】

- ・ 最初の目的のところと重複していないか。
- ・ 2～3行目の「もっとも大切な規範」と「最高規範」は同じ意味か。
- ・ 4行目の「遵守すること」は当然ではないか。1つ目は不要ではないか。

【3つ目の「●」】

- ・ 「計画」が唐突ではないか。
- ・ 「市長等」「策定等」「実施等」と「等」が続くのに違和感がある。

6 市民の権利

【1つ目の「・」】

- ・ 1行目の「安全で安心」について、危機管理の文章では「安心で安全」とある。
- ・ 1行目の「活動する」とは具体的に何をすることか。

【2つ目の「・」】

- ・ (1)「市政」、(2)「政策」ときて、(3)の「まちづくり」が唐突ではないか。
- ・ (3)について、「まちづくりの成果を享受する」でイメージできるか。ここに記載する必要があるか。

7 市民の責務

【1つ目の「●」】

【4つ目の「・」】

- ・ 1行目の「公共サービス」は「享受」するものか。「享受」では伝わりにくいのではないか。

【2つ目の「●」】

- ・ 「事業者」と市民の定義にある「事業活動を行う者」の整理が必要。
- ・ 1～2行目の「公共的な視野に基づいて」について、「視野」に「基づく」の表現は適切か。
- ・ 2行目の「地域と調和した活動」について、「地域」ではなく「地域社会」ではないか。

8 自治の担い手としての人づくり

【1つ目の「・」】

- ・ 2行目の「市民が成長できる環境」とはどのような環境か。「市民が成長する」とはどのようなことか。まちづくりに参加する環境、ということか。市民参加を支援するということか。

9 議会の役割・責務

【全体】

- ・ 「役割」と「責務」の違いは何か。

【1つ目の「●」】

- ・ 3行目の「議決機関としての利害調整機能」で分かるか。

【2つ目の「●」】

【2つ目の「・」】

- ・ (2) 「市民参加を促進」だけでなく「協働」追加すべきか。
- ・ (2) 「議会の諸活動」が漠然としすぎていないか。どのようなイメージか。

10 議員の役割・責務

【全体】

- ・ 「責務」しかなく、「役割」の記述がない。

【1つ目の「・」】

- ・ 1行目の「市政に関する権能」とは何か分かりづらい。
- ・ 1行目の「代表」について、議員は住民の代表だが代表統括権は市長であるので、「代表であること」は工夫した方がよいか。
- ・ 3行目の議員の「職務」とは何か分かりづらい。

【2つ目の「・」】

- ・ 2行目の「市民の多様な幅広い意見」について、「生活課題の把握」も追記すべきか。

11 市長の役割・責務

【全体】

- ・ 「役割」と「責務」の違いは何か。一緒にしてもよいか。

【3つ目の「・」】

- ・ 1～2行目のカタカナ表記は分かりづらいか。

【4つ目の「・」】

- ・ 2行目の「総合的な」とはどういうことか。「包括的」ではないか。

12 職員の役割・責務

【全体】

- ・ 「役割」と「責務」の違いは何か。一緒にしてもよいか。

【2つ目の「・」】

- ・ 1～2行目の「市民自治へ積極的に参加」が分かりづらい。
- ・ 1人の市民である職員として、理想論としてはよいが、機能論としては整理が必要か。ファシリテーターの役割もあるのでは。

13 市政運営の基本原則

【全体】

- ・ この項目がない方が、構成上すっきりしないか。置くとすれば「市政運営・まちづくりの基本原則」であるべき。また、後述と重複している部分が多い。

【1つ目の「・」】

- ・ 2行目の「コンセプト」が分かりづらいか。

【2つ目の「・」】

- ・ (3) 2行目の「協働の核となる人材」は推進の核となる人材か、事業の中での核となる人材か。

Bグループ

〔委員〕

内田、小野田、染谷、富沢、中津原、細川、渡邊

1 全体に関して

【語尾の使い分け】

- ・ 「～努めるものとする」「～努めなければならない」は統一した方がよい。
- ・ 「並びに」「及び」は漢字よりもひらがなの方が分かりやすい。

【定義や統一が必要と考えられる用語】

- ・ 「市」はエリアのことか、行政・議会のことか、市民も含まれるか。
- ・ 「住民」の定義がない。
- ・ 「市政」の定義が必要ではないか。
- ・ 市民の「視野に立ち」と「視点に立ち」の表記の統一化が必要ではないか。

2 協働

【全体】

- ・ 協働に対して「いつ」「どのように」という観点から、1つ目の「・」と2つ目の「・」を整理してはどうか。2つ目の「・」は「いつ」であり、1つ目の「・」は「どのように」である。2つ目の「・」を先にした方がよい。

【1つ目の「・」】

- ・ 「並びに」と「及び」が入る文章は分かりにくいいため、文章を区切ってはどうか（「共通の目

的を実現するため地域や市の」等)。

- ・ 「協働を推進するものとする」は「協働を推進する」とした方がよい。
- ・ (1)～(4)が論理的に独立しているか疑問である。(2)と(3)は内容が近い。
- ・ (2)の「対等な立場で協力すること」は「対等な立場で協力し合うこと」の方がよいのではないか。

【2つ目の「・」】

- ・ 1つ目の「・」と2つ目の「・」は主語(市民と議会・市長等)が同じであるので、同じことを述べているのではないか。
- ・ 2つ目の「・」は3者のうちのある主体からの提案による協働を想定しているが読み取れない可能性がある。
- ・ 「必要と認められるときは」の主語は「市民と議会・市長等」だが、3者共が必要と認める場合かあるいは1者かが疑問である。

【3つ目の「・」】

- ・ 「市民の自発的な活動の支援」は「協働の推進のために」という条件を付け絞った方がよいのではないか。
- ・ 「協働の場」がイメージしづらい。
- ・ 3つ目の「・」も(1)(2)(3)といった書き方にした方が分かりやすい。

3 市民の意見等への対応義務

【全体】

- ・ 説明責任と応答義務が混ざった書き方となっている。
- ・ 2つ目の「・」と3つ目の「・」について、2段階であることを明確化すべきか。

4 住民投票

【全体】

- ・ 「住民」の定義がない。最終報告までにある程度の方向性を出していけるとよい。
- ・ 住民投票に関する条例が、「常設型」か「非常設型」かが読み取れない。

【3つ目の「・」】

- ・ 「尊重するものとする」は「尊重しなければならない」にすることができないか。

5 総合振興計画

【全体】

- ・ 総合振興計画とは何かが逐条解説を読まなければ分からない。
- ・ 「自治体の運営の基本となるような長期的な計画」といった文言を括弧で追記してはどうか。
- ・ 括弧を使って補記をした場合、「市政の総合的かつ計画的な運営を行うため」と重なるのではないか。

【2つ目の「・」】

- ・ 「市民の参加を求めなければならない」とは具体的に何を意味するかが不明瞭であり、参加できる市民が限定されることを排除できないのではないか。

【4つ目の「・」】

- ・ 「市民ニーズ」は唐突であるので平易にすべきではないか。

6 財政運営

【全体】

- ・ 「中長期的視野に立った」の表現が2箇所出てくるが、「視野」に「立つ」という表現は適切か。

【1つ目の「・」】

- ・ 1行目の「効果的かつ効率的な市政運営」と2行目の「適切な管理及び効率的な運用」の表現は異なるがこれでよいか。

【2つ目の「・」】

- ・ 「市の意思決定を行うに当たっては」の表現が分かりづらい。議会が意思決定をするのか、市が意思決定をしているのか。

【3つ目の「・」】

- ・ 「透明性の確保」は何の透明性かが不明瞭である。執行の透明性か。

【4つ目の「・」】

- ・ 「市民は、～行動するよう努めるものとする」とあるが、何を努めるのか不明瞭ではないか。
- ・ 「問題として理解し」は、何を理解するのかが分かりづらいか。

7 監査

【全体】

- ・ 「合理的かつ効率的」という言葉が出てくるが、他の箇所のように「効率的かつ効果的」の表現にあわせた方がよいのではないか。
- ・ 監査の項目自体を削除してもよいのではないか。

8 行政評価

【全体】

- ・ 行政評価の項目自体を削除してもよいのではないか。
- ・ 「市政運営」と「市政」が使い分けられているが、使い分けの意図が伝わるか。
- ・ 「市政」の定義が必要ではないか。
- ・ 「行政評価」という用語に対して唐突感があるのではないか。

【2つ目の「●」】

- ・ 「市民による評価を実施する」とは、どのようなことか。（市民が自主的に組織をつくり評価を行うことであれば、伝わりにくいのではないか。）。

【3つ目の「●」】

- ・ 市民による評価（市民が自主的に行う行政評価とした場合）も3つ目の「●」にある「行政評価の結果を事業等に反映させるよう努めるものとする」の対象になるのか。
- ・ 評価の実施主体が分かりづらい。

9 組織、人員体制等

【1つ目の「●」】

- ・ 「市民の視点に立ち」の意味がとりづらい。
- ・ (1)～(3)と(4)は次元が異なっているのではないか。
- ・ (2)と(4)は意味が重複するので、(4)は削除してよいのではないか。

【2つ目の「●」】

- ・ 「市民が市政に参加しやすい組織風土」は「市民参加を受入れる組織風土」としてはどうか。市民との協働に積極的に取り組むことを書いてもよい。

10 市の発展のための法務

【1つ目の「●」】

- ・ 「柔軟な運用」は法を軽んじているような印象を受ける。
- ・ 法律に対する対応と条例に対する対応を書き分けているが読みづらい。

11 危機管理

【1つ目の「・」】

- ・ 「緊急の事態」について、静かに進行する危機もあるのではないか。

【2つ目の「・」】

- ・ 「市民及び地域とともに」の「地域」はエリアと捉えると主体となりえるか。コミュニティの場合は市民に含めてよいのではないか。
- ・ 「図らなければならない」は他にない表現である。

12 国や他の地方自治体等との関係

【1つ目の「●」】

- ・ 1つ目の「●」は②自治の基本理念の(3)と内容が重複している。

【2つ目の「●」】

- ・ 「市が関わる他の地方自治体」は単に「他の地方自治体」でもよい。
- ・ 「競い合い」は1つの価値観に基づく競争というイメージで、違和感がある。刺激し合うというイメージの方が近い。
- ・ 競い合うということも必要ではないか。
- ・ それぞれ個性を発揮するというニュアンスをだすのはどうか。

以上